

第84回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会 議事概要

1 日時

令和8年7月31日（金） 午前10時～午前11時

2 場所

TeamsによるWeb会議形式

3 出席委員

八木澤委員長、眞砂副委員長、石河委員、大久保委員、永井委員

4 報告事項

- (1) 公共調達について
- (2) 令和7年度県発注工事の状況について

【質疑応答及び意見】

委員： 随意契約の割合が令和7年度に増えた理由として、随意契約を適用できる金額・価格帯が増えたということだが、それは低くなったということか。

事務局： もともと地方自治法施行令で予定価格が250万円以下の場合に「少額随契」として、金額により随意契約をできる規定があったが、その金額が400万円に上がったことから案件数が増えた。

委員： その背景はどのようなものか。

事務局： 地方自治法施行令の改正は、物価上昇に伴って金額が上がったものと理解している。

5 審議及び結果

- (1) 令和7年度県発注工事に係る次回以降の審議事案の抽出について

事務局： 下記アからウの考え方に基づき案件を抽出した。

ア 入札結果等を踏まえた抽出

低入札価格契約案件や落札率が高い案件、随意契約のうち金額が高額なものなど確認の必要がある案件を抽出。

イ 入札方式別で案件数を調整

入札方式別（一般競争入札においても、WTO案件、総合評価方式等）も考慮して、案件数を調整。

合計の案件数は、近年の契約件数が2,500件程度で推移していることを考慮し、例年と同様に7件とした。

ウ 抽出にあたっての留意点

- ・一つの業種に偏ることがないように配慮
- ・多くの課所を審議するため、昨年度審議した課所は原則除外（WTOや随意契約等特殊な案件を除く。）
- ・試行や改正等があった制度により執行された案件を積極的に選択

その結果、抽出した件数は以下のとおり

- ① 件数の9割を占める一般競争入札から4件
 - ・一般競争入札（WTO）から1件
 - ・一般競争入札（総合評価）から1件
 - ・一般競争入札（価格競争）から2件
- ② 指名競争入札から1件
- ③ 随意契約から2件

【質疑応答及び意見】

委員： WTO案件とは、WTOの政府調達協定に従うものだと理解しているが、これは基本的に金額を基準としてWTOという区分になるのか。

事務局： そのとおり。27億2,000万円以上の場合、WTO案件となる。

委員： 一般競争入札にある、総合評価と価格競争の2種類は、金額と難易度で分けられるという理解でよいのか。

事務局： 県では、1千万以上の建設工事の案件から総合評価方式が適用できることとなっており、2億円以上の大規模案件は、原則すべての案件が総合評価方式で実施することになっている。しかし、内容によっては、総合評価が適切ではない、技術力を評価するものがそれほどないということになると、金額が高くても価格のみの競争となる。

委員： 基本は金額基準だが、あとは難易度、技術力などで分けられるという理解であっているか。

事務局： そのとおり。

委員： 随意契約について、４００万円という基準とのことだったが、必ずしも金額基準だけではないということでよいか。

事務局： 随意契約理由にも１号から６号まであり、金額基準は「１号随契」というもの。それ以外にも、特定の業者しかできない内容となると競争入札が不適当ということで随意契約によることができる。

委員： 抽出したＷＴＯ案件について、契約件数が限られるため、昨年度と同じものを選んでいるものもあるという説明があったが、抽出した案件は昨年度と同じものという理解でよいか。

事務局： 事務所（発注課所）が同じだが、昨年度とは別の案件である。

委員： ＷＴＯ案件の契約件数が２件というのは、対象とするものが２件あって、その中から１件抽出したという理解でよいか。

事務局： そのとおり。

委員： 抽出した案件について様々な理由が挙げられていたが、埼玉県が自ら抽出しているということか。

事務局： そのとおり。埼玉県の発注工事を本県の職員が抽出している。ただし、最終的には、本委員会にお諮りして決定する。

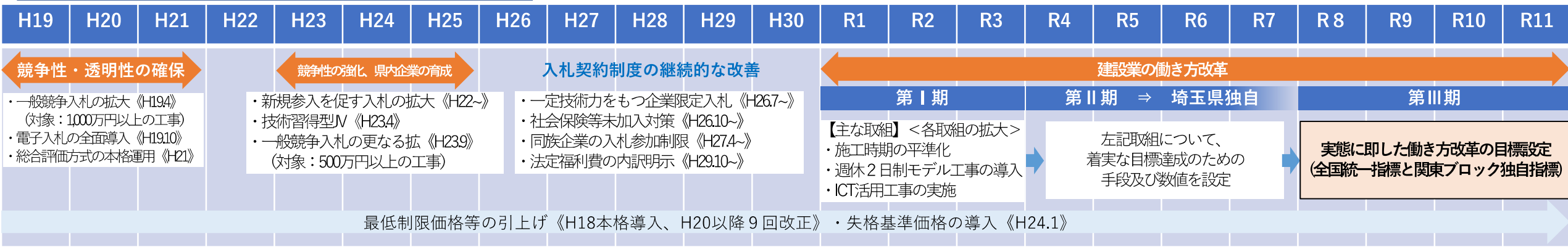
委員： 発注者側が選定したというのは理解を得にくいこともあるのではないか。他自治体などで、（抽出を）外部に依頼するようなケースはないのか。

事務局： 他自治体の例だが、事務局案も示した上で、案件を全件送付して委員に抽出を依頼している例もある。

委員： 外部に抽出を依頼したほうが、透明性が高まることもあると思う。

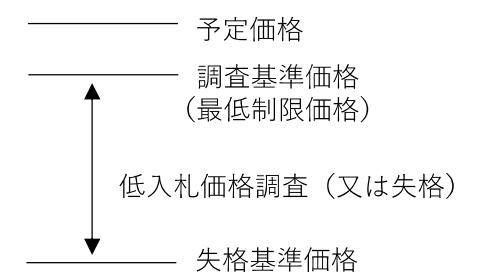
令和７年度県発注工事に係る、次回以降の審議事案の抽出について、審議の結果、事務局案のとおり決定した。

1 公共調達改革の主な取組



2 ダンピング対策

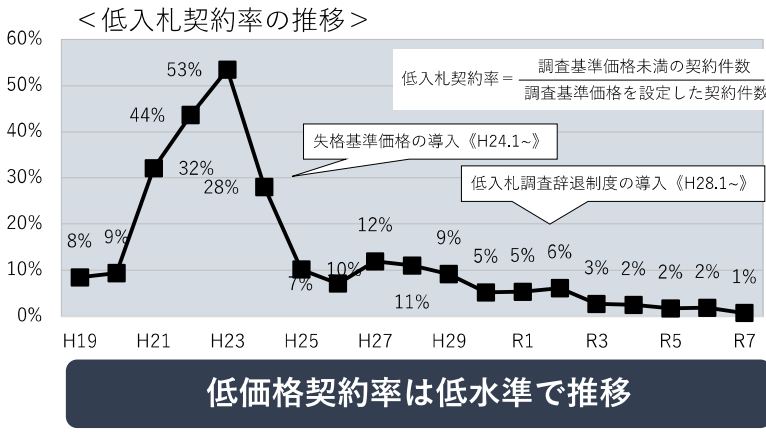
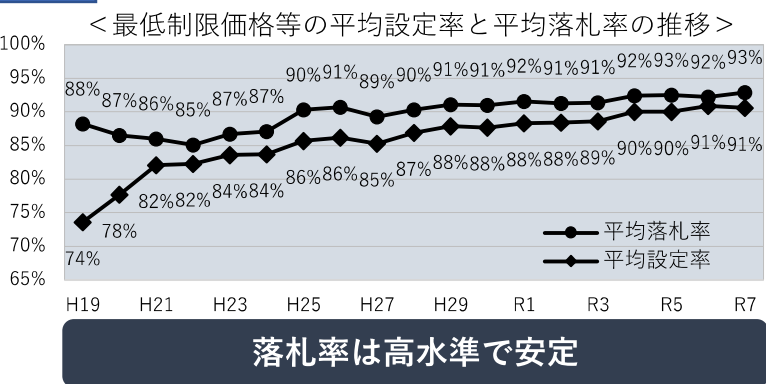
- 最低制限価格等の設定
- 公共工事における品質低下と下請けへのしわ寄せを防止するため、最低制限価格等を設定
- 中央公契連の最新モデルを適用



最低制限価格等の算定式 R4.4~

- ①直接工事費×0.97
- ②共通仮設費×0.90
- ③現場管理費×0.90
- ④一般管理費×0.68

※設定範囲0.75~0.92



3 県内企業の受注機会の確保

- 主な取組
- 【県の発注方針：県内企業で施工可能な工事は県内企業に発注】
- 分離・分割発注の推進
- 総合評価方式の実施
- J V工事における施工実績の適正な評価
- 地域要件の適切な設定
- 県内企業の技術習得型 J V の活用 など

県内企業の受注状況

		R3	R4	R5	R6	R7
契約 件数 (件)	総数	2,632	2,475	2,363	2,410	2,522
	県内企業	2,415	2,255	2,086	2,186	2,284
	割合	92%	91%	88%	91%	91%
契約額 (億円)	総数	1,619	1,716	1,703	2,276	1,994
	県内企業	1,442	1,548	1,445	1,636	1,582
	割合	89%	90%	85%	72%	79%

県内企業の受注率は約 9 割（件数ベース）

近年の主な入札契約制度の改正等

令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 日までに適用した入札契約制度の改正等

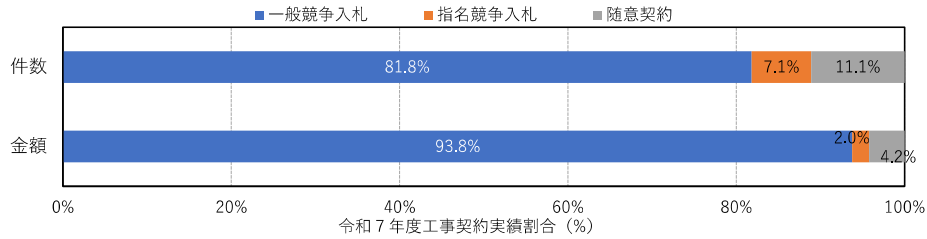
適用年月日	制度名	改正等概要
令和 7 年 2 月 1 日から適用	現場代理人及び現場責任者の常駐既定の緩和について	常駐既定の緩和の拡大、現場代理人などの兼務件数の拡大、現場代理人と営業所技術者等との兼務要件を規定、現場代理人等と他の工事の監理技術者等又は連絡員との兼務要件を規定
令和 7 年 4 月 1 日から適用	埼玉県標準委託契約書及び埼玉県標準委託契約約款 埼玉県標準委託契約書・埼玉県標準委託契約約款運用指針 埼玉県土木設計業務等標準委託契約書及び埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款 埼玉県土木設計業務等標準委託契約書・埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款運用指針 埼玉県建築設計業務標準委託契約書及び埼玉県建築設計業務標準委託契約約款 埼玉県建築設計業務標準委託契約書・埼玉県建築設計業務標準委託契約約款運用指針	債務負担行為に係る前払金の算定対象を支払限度額から履行高予定額に変更 建築設計業務標準委託契約約款に、部分払及び債務負担行為に係る契約の特則を規定
令和 7 年 1 0 月 2 8 日から適用	埼玉県フレームワーク方式の試行について	複数の管内に跨る災害が発生した際の本復旧工事を対象とした複数の工事（フレームワーク）について、入札参加希望者を公募し、指名競争入札を行う入札契約方式の試行開始
令和 7 年 1 2 月 1 9 日から適用	建設工事の発注見通しの公表における予定価格帯の記載の試行方針について	発注見通しの公表において、新たに予定価格帯（発注予定金額の幅）の記載を試行
令和 8 年 3 月 2 日から適用	埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱 埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱 埼玉県業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱	電子入札システムの改修に伴い、落札候補者からの事後審査資料が、電子入札システムから提出可能となったため、関係条文を改正
令和 8 年 4 月 1 日から適用	建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱いについて	建設工事の入札金額見積内訳書に、材料費、労務費、法定福利費の事業主 負担額、建退共制度の掛け金、安全衛生費を追加 内訳書の確認について、確認項目が追加

令和 7 年度県発注工事の状況について

資料 2

1 入札方式別

設計金額 5 百万円以上は一般競争入札を基本としており、
件数で約 8 2 %、金額で約 9 4 %を一般競争入札が占めている。

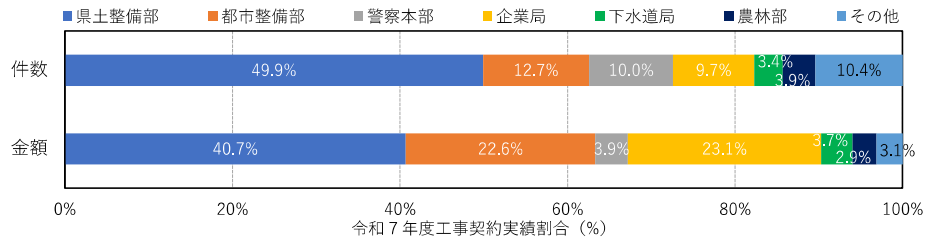


入札方式別 執行状況 (令和 2 年度～令和 7 年度)

年度	一般競争		指名競争		随意契約		合 計 (件)
	件数	率	件数	率	件数	率	
R 2 年度	2,037	81.3%	227	9.1%	242	9.6%	2,506
R 3 年度	2,269	86.3%	208	7.9%	153	5.8%	2,630
R 4 年度	2,043	82.6%	229	9.3%	200	8.1%	2,472
R 5 年度	2,011	85.1%	202	8.6%	149	6.3%	2,362
R 6 年度	2,051	85.1%	194	8.0%	165	6.8%	2,410
R 7 年度	2,064	81.8%	178	7.1%	280	11.1%	2,522

2 発注機関別

件数、金額ともに県土整備部が最も多くの割合を占めた。
件数別では、県土整備部に次いで、都市整備部、警察本部、企業局、農林部、下水道局の順となった。
金額別では、県土整備部に次いで、企業局、都市整備部、警察本部、下水道局、農林部の順となっている。



3 業種別

件数と金額で土木が最も多くの割合を占めた。
件数別では、土木、電気、舗装、とび、管、建築、機械の順となった。
金額別では、土木、電気、建築、とび、機械、管、舗装の順となっている。

